

令和3年度滋賀県自転車通勤体験事業 自転車貸渡規約

第1条（規約の適用）

一般社団法人輪の国びわ湖（以下「当法人」といいます。）は、本規約の定めるところにより、貸渡自転車および付属物品を、滋賀県自転車通勤体験事業における体験事業所となる借受人に無償で貸し渡すものとし、借受人はこれを借り受けるものとします。なお、本規約に定めのない事項については、法令又は一般の慣習によるものとします。

第2条（借受人の義務）

1. 借受人は、貸渡自転車及び付属物品を善良なる管理者の注意をもって使用するものとします。
2. 借受人は、指定した運転者に道路交通法に基づく交通ルールおよび滋賀県自転車の安全で適正な利用の促進に関する条例（以下「滋賀県自転車条例」といいます。）、本規約に基づく事項を周知し、遵守させるものとします。
3. 借受人は、貸渡自転車の使用に際し、運転者の自転車保険への加入を確認するほか、業務における自転車の利用がある場合には、借受人の加入する保険により運転者の自転車事故の補償がなされるよう対応を講じるものとします。

第3条（費用等の負担）

1. 貸与期間中の貸渡自転車の消耗品（タイヤ、チューブ、チェーン、ケーブル、油脂類等）の交換・補充については、借受人または運転者が自己の責任と負担において、交換等の対応を講じるものとします。
2. 貸渡自転車の初期不良による不具合が生じた場合は、当法人は、修繕、交換等の対応を講じるものとします。
3. 貸渡自転車の電気系統部品（電動ユニット、バッテリー等）について故障等の不具合が生じた場合は、当法人は、修繕、交換等の対応を講じるものとします。不具合が借受人または運転者の責に帰するものであった場合は、借受人は要した費用を負担するものとします。
3. 借受人が、当法人の責に帰すべき事由によらず貸渡自転車及び付属物品を滅失または損傷したときは、当法人からの請求に基づき、残存価格額または要した修繕費用を賠償するものとします。

第4条（トラブルの際の対応）

1. 借受人は、借用期間中に貸渡自転車に関連して本体に不備が生じた場合や事故または盗難等が起きた場合、速やかに当法人に該事実を通知の上、状況に応じて指示に従うものとします。
2. 借受人は、貸渡自転車の使用により、第三者の身体を傷害し、または、第三者の物品を滅失あるいは毀損したときは、すべて借受人の責任で解決し、当法人に損害を与えた場合は、弁護士費用を含めその賠償をするものとします。

3. 借受人は、貸渡自転車の使用に際し、借受人または運転者等の生命、身体、財産等に損害を被った場合、当法人に何らの請求もしないものとします。ただし、貸渡自転車に隠れたる瑕疵があったときは、貸渡自転車の製造メーカーの責に帰すべき事由の場合を除き、当法人は借受人に対し責を負います。

第5条（貸渡契約の解除）

当法人は、借受人または運転者が貸渡自転車の使用中に本規約に違反したとき、または道路交通法、滋賀県自転車条例および関連する法令に違反する行為を行ったときは、自転車通勤体験事業の実施を中止し、直ちに貸渡自転車の返還を請求することができるものとします。

第6条（合意管轄）

本契約に関する一切の紛争（裁判所の調停手続きを含む）は、大津簡易裁判所または大津地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とすることに合意します。

附則 2021年6月21日から施行します。

（令和3年度滋賀県自転車通勤体験事業 自転車貸渡規約）